

# 令和6年度第1回鋸南町地域公共交通活性化協議会

日 時 令和7年3月27日（木） 午後2時から  
場 所 鋸南町役場 3階 大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席者紹介

### 4 議 題

- (1) 鋸南町地域公共交通活性化協議会規約（案）について  
[資料1]
- (2) 副会長及び監事の選任について  
[資料2]
- (3) 鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）について  
[資料3]
- (4) 鋸南町地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程（案）について  
[資料4]
- (5) 令和7年度事業計画（案）について  
[資料5、資料6、資料7]
- (6) 令和7年度収支予算（案）について  
[資料8]
- (7) 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置規程  
（案）について  
[資料9]
- (8) 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施について  
[資料10]
- (9) その他  
[資料11]

### 5 閉 会

## 《配布資料》

- ・ 次第
- ・ 鋸南町地域公共交通活性化協議会委員名簿
- ・ 資料 1            鋸南町地域公共交通活性化協議会規約（案）
- ・ 資料 2            副会長及び監事の選任について
- ・ 資料 3            鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）
- ・ 資料 4            鋸南町地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程（案）
- ・ 資料 5            令和 7 年度事業計画（案）
- ・ 資料 6            鋸南町地域公共交通計画の策定について
- ・ 資料 7            鋸南町地域公共交通計画策定スケジュール
- ・ 資料 8            令和 7 年度収支予算（案）
- ・ 資料 9            鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会  
設置規程（案）
- ・ 資料 1 0          鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施に  
ついて
- ・ 資料 1 1          南房総・館山地域公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）—B O  
S Oライドー

## 鋸南町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

| No. | 規約第3条関係                                        | 所属・役職名                    | 氏 名       |
|-----|------------------------------------------------|---------------------------|-----------|
| 1   | (1)鋸南町長又はその指名する者                               | 鋸南町副町長                    | 内 田 正 司   |
| 2   | (2)一般旅客自動車運送事業者                                | 日東交通株式会社運輸部長              | 高 橋 晴 樹   |
| 3   | (2)一般旅客自動車運送事業者                                | 有限会社鋸南タクシー代表取締役           | 福 岡 百 合 子 |
| 4   | (3)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 | 日東交通労働組合安房支部長             | 渡 邊 剛 太 郎 |
| 5   | (4)一般社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者                    | 一般社団法人千葉県バス協会専務理事         | 成 田 齊     |
| 6   | (5)一般社団法人千葉県タクシー協会会長又はその指名する者                  | 一般社団法人千葉県タクシー協会南房支部長      | 手 塚 真 一   |
| 7   | (6)鉄道事業者                                       | 東日本旅客鉄道株式会社館山駅長           | 田 上 重 光   |
| 8   | (7)地域住民の代表者又は地域公共交通の利用者                        | 鋸南町区長会長                   | 寺 本 憲 司   |
| 9   | (7)地域住民の代表者又は地域公共交通の利用者                        | 鋸南町議会議員                   | 早 川 正 也   |
| 10  | (7)地域住民の代表者又は地域公共交通の利用者                        | 鋸南町商工会長                   | 鈴 木 辰 也   |
| 11  | (7)地域住民の代表者又は地域公共交通の利用者                        | 鋸南町観光協会会長                 | 清 水 宏 亘   |
| 12  | (8)国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又は指名する者                    | 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 | 菅 井 規     |
| 13  | (9)地域福祉推進に携わる者                                 | 鋸南町民生委員児童委員協議会長           | 鈴 木 昭 一   |
| 14  | (9)地域福祉推進に携わる者                                 | 社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会事務局長      | 平 野 幸 男   |
| 15  | (10)道路管理者又はその指名する者                             | 千葉県安房土木事務所調整課長            | 田 中 昭 光   |
| 16  | (11)千葉県館山警察署長又はその指名する者                         | 千葉県館山警察署交通課長              | 坂 井 陽 一   |
| 17  | (12)千葉県知事又はその指名する者                             | 千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長   | 伊 藤 昌 央   |

## 議題（１） 鋸南町地域公共交通活性化協議会規約（案）について

## 鋸南町地域公共交通活性化協議会規約（案）

## （設置）

第 1 条 鋸南町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、鋸南町地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。

## （協議事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （１）計画の作成及び変更に関する事項
- （２）計画の実施に関する事項
- （３）計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- （４）地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- （５）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること
- （６）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

## （協議会の構成員）

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （１）鋸南町長又はその指名する者
- （２）一般旅客自動車運送事業者
- （３）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （４）一般社団法人千葉県バス協会長又はその指名する者
- （５）一般社団法人千葉県タクシー協会長又はその指名する者
- （６）鉄道事業者
- （７）地域住民の代表者又は地域公共交通の利用者
- （８）国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又は指名する者
- （９）地域福祉推進に携わる者
- （１０）道路管理者又はその指名する者
- （１１）千葉県館山警察署長又はその指名する者
- （１２）千葉県知事又はその指名する者
- （１３）学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者

## （任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間と

する。

3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、鋸南町長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の監査事務を行う。

#### (協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに代理人の出席に関する届出を行うことにより、当該代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

6 会議は、原則として公開とする。但し、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、第3条に定める協議会の構成員のうち、当該調査又は検討のために必要な知見等を有する者による協議会の分科会を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会において、協議、検討が行われた場合には、会議における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

#### (協議結果の取扱い)

第8条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に必要な業務を行うため、鋸南町総務企画課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第10条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年3月27日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規約の施行後最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、鋸南町長が招集する。

議題（2） 副会長及び監事の選任について

副会長及び監事の選任について

鋸南町地域公共交通活性化協議会規約第 5 条第 4 項の規定により、副会長及び監事について、下記の委員を指名する。

記

（任期 令和 7 年 3 月 2 7 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

1 副会長      平 野 幸 男

2 監 事      清 水 宏 亘

3 監 事      鈴 木 昭 一

## 議題（３） 鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）について

## 鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

## （趣旨）

第 1 条 この規程は、鋸南町地域公共交通活性化協議会規約第 9 条第 2 項の規定に基づき、鋸南町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）協議会の会議に関すること
- （２）協議会の資料作成に関すること
- （３）協議会の庶務に関すること
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

## （職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、鋸南町総務企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、鋸南町総務企画課、鋸南町保健福祉課、鋸南町地域振興課、鋸南町教育委員会教育課に所属する職員の中から会長が指名した者をもって充てる。

## （専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （１）事務局の運営に関すること
- （２）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること
- （３）物品及び現金の出納に関すること
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

## （文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鋸南町において定められている文書の取扱いの例による。

## （公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、鋸南町において定められている公印の取扱いの例による。

## （委任）

第 7 条 この規程に定められるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月27日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名称                | 形状                | 書体  | 寸法（ミリメートル） | 用途           | 個数 | 管理者  |
|-------------------|-------------------|-----|------------|--------------|----|------|
| 鋸南町地域公共交通活性化協議会長印 | 鋸南町地域公共交通活性化協議会長印 | てん書 | 21＊21      | 会長名をもって発する文書 | 1  | 事務局長 |

## 議題（４） 鋸南町地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程（案）について

## 鋸南町地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程（案）

## （趣旨）

第 1 条 この規定は、鋸南町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条の規定に基づき、鋸南町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会計事務に関し必要な事項を定め、適切な事務処理を図ることを目的とする。

## （予算）

第 2 条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び実施する事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に会議に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

## （予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

## （予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

## （予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、鋸南町の例によることとする。

2 会長は、前項の規定に基づき、会議に諮ることなく歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに会議に報告することとする。

## （出納及び現金等の保管）

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れることとする。

## （協議会出納員）

第 7 条 会長は、規約第 9 条に定める協議会の事務局に従事する職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を司る。

## （収入及び支出の手続）

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、鋸南町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、会議で承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第5条第6項の規定に定められた監事による監査を受け、その結果を添えなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月27日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  |

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

## 議題（５） 令和７年度事業計画（案）について

## 令和７年度事業計画（案）

| 年 月     | 内 容                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 令和７年 ９月 | 第１回会議<br>・ 既往資料調査、状況把握・意識把握の結果について                       |
| 令和７年１１月 | 第２回会議<br>・ 公共交通計画（素案）の協議                                 |
| 令和７年１２月 | 第３回会議<br>・ 公共交通計画（素案）の決定                                 |
| 令和８年 ２月 | 第４回会議<br>・ 公共交通計画の決定<br>・ 令和８年度事業計画（案）<br>・ 令和８年度収支予算（案） |

## 鋸南町地域公共交通計画の策定について

### 1 趣旨

本町の地域公共交通は、鉄道、町営循環バス、タクシーが運行しているが、近年では高齢化や運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の確保・維持が困難な状況になりつつある。

しかし、地域における移動手段は、交通分野の課題解決にとどまらずまちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらしており、地域社会全体の価値を高める上で地域公共交通の確保・維持は、ますます重要な課題となっている。

このようなことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」という。）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる「鋸南町地域公共交通計画」を策定する。

### 2 地域公共交通活性化協議会の設置

本町では、令和4年度から道路運送法に基づき「鋸南町地域公共交通会議」を設置し、よりよい地域公共交通の実現に向けた協議を進めてきた。

一方、地域公共交通計画は、活性化法第6条第1項に規定される協議会において作成及び実施に関し必要な協議を行う必要があることから、新たに「鋸南町地域公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）」を設置する。

なお、活性化法が求める構成員は、その多くが公共交通会議の委員と重複するため、現行の公共交通会議は廃止し、法定協議会として一本化する。

### 3 地域公共交通計画策定支援業務委託の内容（案）

- (1) 地域公共交通を取り巻く状況及び上位・関連計画の整理
- (2) 公共交通等の状況把握・データ分析
- (3) 利用実態調査（町営循環バスの利用者に対する利用者アンケート調査）
- (4) 町民・関係者意識の把握
  - ア 住民アンケート（無作為抽出により町民2,000名）
  - イ 高校生向けアンケート
  - ウ 小中学生保護者アンケート
  - エ その他公共交通に関わる関係者意識の把握（地域に関わる交通事業者、学校、病院、福祉施設、商業施設、観光施設等に対してアンケート及びヒアリング）
- (5) 法定協議会等の運営支援
  - ア 法定協議会の運営支援
  - イ ワークショップの開催
- (6) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ
  - ア 地域公共交通の現状、課題の整理
  - イ 基本方針、計画目標の検討

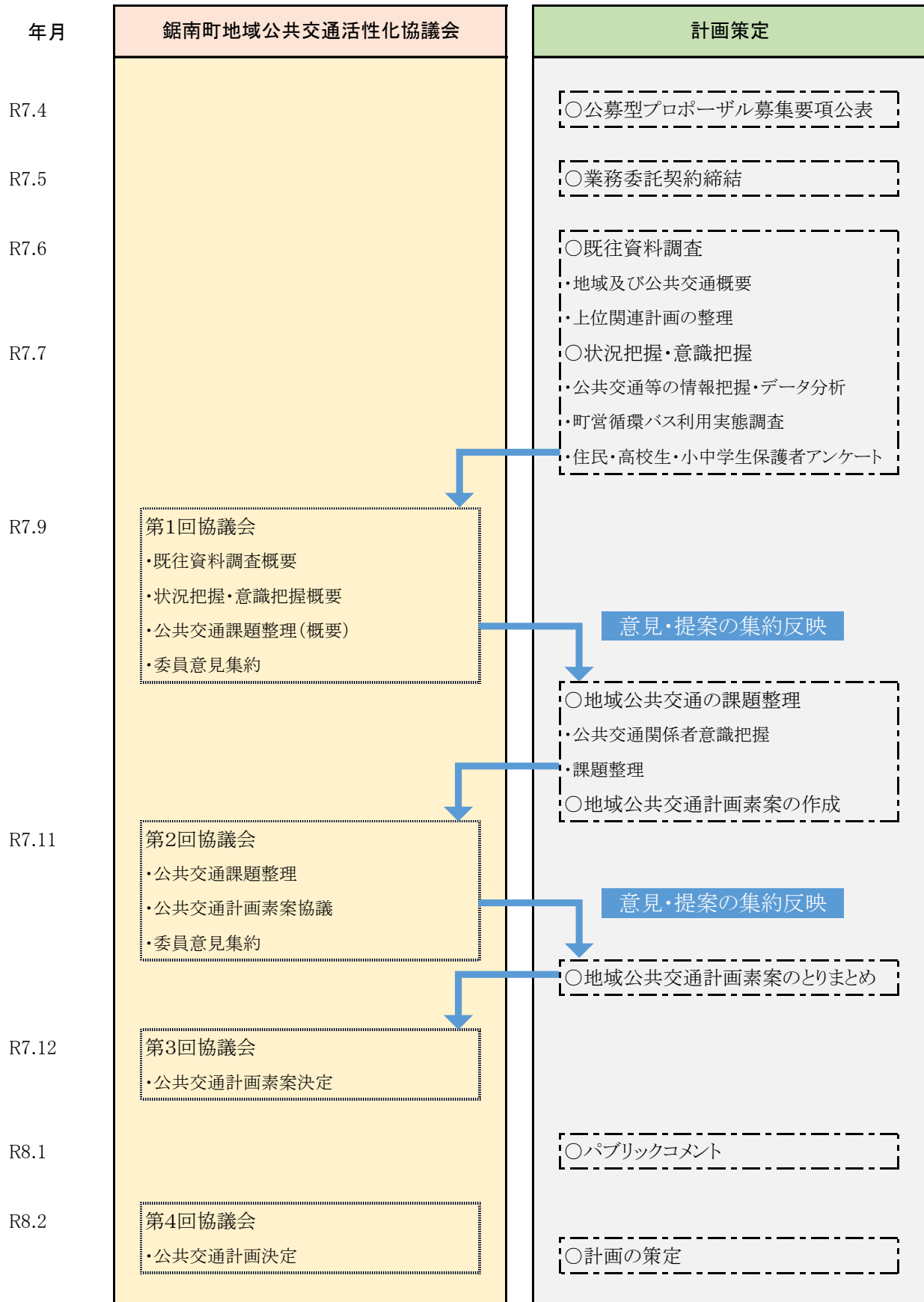
- ウ 施策、実施主体の検討
- エ 達成状況評価に関する事項の検討
- オ 地域公共交通計画（案）の作成
- (7) パブリックコメント支援

#### 4 地域公共交通計画の記載事項

- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 地域公共交通計画の区域
- (3) 地域公共交通計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

# 鋸南町地域公共交通計画策定スケジュール

資料 7



## 議題（６） 令和７年度収支予算（案）について

## 令和７年度収支予算（案）

（単位：円）

## １ 歳 入

| 款     | 項     | 目     | 予算額        | 備 考    |
|-------|-------|-------|------------|--------|
| １ 負担金 | １ 負担金 | １ 負担金 | 15,874,000 | 鋸南町負担金 |
| ２ 補助金 | １ 補助金 | １ 補助金 | 3,236,000  | 国庫補助金  |
| ３ 繰越金 | １ 繰越金 | １ 繰越金 | 0          |        |
| ４ 諸収入 | １ 諸収入 | １ 雑入  | 0          |        |
| 合 計   |       |       | 19,110,000 |        |

## ２ 歳 出

| 款     | 項     | 目     | 予算額        | 備 考                                                           |
|-------|-------|-------|------------|---------------------------------------------------------------|
| １ 運営費 | １ 会議費 | １ 会議費 | 12,000     | お茶代 12,000円                                                   |
|       | ２ 事務費 | １ 事務費 | 3,269,000  | 振込手数料 2,000円<br>印紙代 20,000円<br>消耗品費 11,000円<br>返還金 3,236,000円 |
| ２ 事業費 | １ 事業費 | １ 事業費 | 15,829,000 | 地域公共交通計画策定<br>支援業務委託<br>15,829,000円                           |
| ３ 予備費 | １ 予備費 | １ 予備費 | 0          |                                                               |
| 合 計   |       |       | 19,110,000 |                                                               |

## 議題（７） 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置規程（案） について

### 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置規程（案）

#### （目的）

第 1 条 この規程は、鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託に係るプロポーザル方式による受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （１）評価基準、選定方法等に関する事
- （２）プロポーザルの審査及び受託候補者の選定に関する事
- （３）その他目的を達成するために必要な事項

#### （組織）

第 3 条 選定委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

#### （委員長等）

第 4 条 委員長は、鋸南町地域公共交通活性化協議会の会長をもって充てる。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

#### （会議）

第 5 条 選定委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

#### （意見の聴取）

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

#### （事務局）

第 7 条 選定委員会の事務局は、鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局に置く。

#### （秘密を守る義務）

第 8 条 選定委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

#### （委任）

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月27日から施行する。

別表

|                      |
|----------------------|
| 鋸南町地域公共交通交通活性化協議会会長  |
| 鋸南町地域公共交通交通活性化協議会副会長 |
| 鋸南町総務企画課長            |
| 鋸南町保健福祉課長            |
| 鋸南町地域振興課長            |
| 鋸南町教育委員会教育課長         |

## 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託提案仕様書

### 1 委託業務の名称

鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託

### 2 本業務の目的

本町の地域公共交通は、鉄道、町営循環バス及びタクシーが運行しているが、近年では高齢化や運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の確保・維持が困難な状況になりつつある。

しかし、地域における移動手段は、交通分野の課題解決にとどまらずまちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらしており、地域社会全体の価値を高める上で地域公共交通の確保・維持は、ますます重要な課題となっている。

このようなことから、本業務では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる「鋸南町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

### 4 計画期間

5年間（令和8年度から令和12年度）

### 5 対象地域

鋸南町全域

### 6 業務内容

#### （1）地域公共交通を取り巻く状況及び上位・関連計画の整理

本町の地理的条件や道路網の状況、人口（分布・密度）、高齢化率、主要施設分布、自動車保有台数などに加えて、域外からの流出入状況や渋滞による影響等の地域特性を把握し、整理分析を行う。

また、上位・関連計画から、町が目指す将来像やまちづくりの方向性とそのために必要な公共交通体系などについて整理を行う。

#### （2）公共交通等の状況把握・データ分析

公共交通の運行状況や利用状況の他、運転免許証自主返納や各種行政支援（福祉・教育分野等）の利用実績等も併せて集計、整理を行い、財政負担など含めた、公共交

通の現状と今後の公共交通の在り方について整理・分析を行う。加えて交通結節点などの有効利用に関する方策の検討を行う。

また、人流データなど移動需要や他交通施策に関するデータ分析も併せて行い、上記内容との関連を含めた整理を行う。

なお、財政負担については、鋸南町と同等人口を有する町などの類似団体に対する公的財政負担の状況についてのアンケート調査、公共交通が与えるクロスセクター分析（通学、通勤、通院、観光地への移動等）を実施する。

### （３）利用実態調査

町営循環バスの利用者に対する利用者アンケート調査を実施する。調査方法は１日全便の車両に調査員が同乗し、アンケート調査票を用いた利用者ヒアリング形式により平日、休日に実施する。

### （４）町民・関係者意識の把握

移動実態や公共交通の利用状況、公共交通の課題や利用の可能性、その他意見の把握に関するアンケートを実施する。なお、抽出方法や設問内容等は発注者との協議により決定する。

#### ア 住民

無作為抽出により町民 2, 0 0 0 名を対象にアンケート用紙を配布。

※データ抽出及び宛名ラベル作成、発送用封筒の用意は町が行う。

#### イ 高校生向けアンケート

町内の高校生を対象にアンケート用紙を配布。

※データ抽出及び宛名ラベル作成、発送用封筒の用意は町が行う。

#### ウ 小中学生保護者アンケート

町内の小中学生の保護者を対象にアンケート用紙を配布。

#### エ その他公共交通に関わる関係者意識の把握

地域に関わる交通事業者、学校、病院、福祉施設、商業施設、観光施設等に対してアンケート用紙を配布ならびに必要な応じてヒアリングを実施。

### （５）地域公共交通活性協議会（以下「法定協議会」という。）等の運営支援

#### ア 法定協議会の運営支援

法定協議会の資料作成、会議への出席・説明等、会議録の作成支援等を行う。交通会議の開催は３回程度を予定する。

#### イ ワークショップの開催

本計画の策定に関するワークショップの開催、資料作成、会議録の作成支援等を行う。町域を複数の地域に分けてのワークショップ実施を３回程度想定し、各回におけるテーマは発注者との協議により決定する。

### （６）地域公共交通計画（案）のとりまとめ

前項までの結果を踏まえ、次の項目等について検討し、計画案の作成を実施する。

#### ア 地域公共交通の現状、課題の整理

#### イ 基本方針、計画目標の検討

ウ 施策、実施主体の検討

エ 達成状況評価に関する事項の検討

オ 地域公共交通計画（案）の作成

(7) パブリックコメント支援

計画案の周知及び意見の徴収を行うため、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの資料作成、住民からの意見の整理、質問への回答案の作成を実施する。

## 7 成果品

本業務の成果を取りまとめた、次の成果品を納入する。

(1) 業務報告書 1部

(2) 鋸南町地域公共交通計画 100部

(3) 鋸南町地域公共交通計画概要版 100部（A3判両面）

(4) 上記の電子データ（CD-R、DVD-R） 1式

## 8 業務の進め方

(1) 業務の進め方や進捗状況等については、適宜協議を行いながら進めるものとする。

協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。

(2) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。

## 9 個人情報の保護・秘密の保持

(1) この業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、この業務の履行にあたって、直接または間接に知り得た全ての情報について、外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

## 10 権利関係

(1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(2) 本業務の履行にあたっては、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

## 11 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

## 議題（８） 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施について

## 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施について

本町の地域公共交通は、鉄道、町営循環バス及びタクシーが運行しているが、近年では高齢化や運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の確保・維持が困難な状況になりつつある。

しかし、地域における移動手段は、交通分野の課題解決にとどまらずまちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらしており、地域社会全体の価値を高める上で地域公共交通の確保・維持は、ますます重要な課題となっている。

このようなことから、本業務では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる「鋸南町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的とする。

- 1 業 務 名 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託
- 2 委 託 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月25日（水）まで
- 3 業 務 内 容 別添「提案仕様書」のとおり
- 4 提案上限額 14,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 スケジュール
 

|                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| （１）募集要項の公表     | 令和7年 4月14日（月）                      |
| （２）質問受付        | 令和7年 4月14日（月）から<br>令和7年 4月21日（月）まで |
| （３）質問回答期限      | 令和7年 4月23日（水）                      |
| （４）参加申込書提出期限   | 令和7年 4月30日（水）                      |
| （５）参加資格審査結果通知  | 令和7年 5月 7日（水）                      |
| （６）企画提案書等提出期限  | 令和7年 5月16日（金）                      |
| （７）プレゼンテーション審査 | 令和7年 5月22日（木）                      |
| （８）審査結果通知      | 令和7年 5月26日（月）                      |
| （９）契約締結        | 令和7年 5月下旬                          |

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。
- 6 プロポーザル募集要項等
  - （１）プロポーザル募集要項
  - （２）提案仕様書
  - （３）参加申込書（様式1）
  - （４）業務実績書（様式2）
  - （５）企画提案書（様式3）
  - （６）配置予定技術者調書（総括責任者、主担当者、担当者）（様式4）
  - （７）質問書（様式5）

# 南房総・館山地域 公共ライドシェア

## 実証運行実施中!!



### 房総ライド

※専用アプリをダウンロードしてからご利用ください。事前予約はできません。

iOS



Android



館山市HP



※概要はこちらから

## 運行時間:午後10時-翌朝6時

※ドライバー従事者の都合で、車両が捕まらない場合がありますが、ご容赦ください。

※クレジットカードによる事前決済となりますので、登録時にご用意ください。

運営事務局:南房総・館山地域公共交通活性化協議会(8:30-17:00)

(南房総市企画財政課☎0470-33-1001・館山市企画課☎0470-22-3163)



# 南房総・館山地域 公共ライドシェア

## 房総ライド

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実証期間  | 2025年3月3日～<br>(4月以降も継続予定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 運行時間帯 | 午後10時～翌朝6時<br>※ドライバー配置状況やご利用状況によって<br>配車できない場合あり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 運行エリア | 南房総市・館山市・鴨川市・鋸南町<br>※南房総市か館山市が発着地でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 配車方法  | 専用アプリ「房総ライド」(iOS・Android)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 運賃    | タクシー運賃と同程度<br>(クレジットカードによる事前確定運賃制)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 注意事項  | <ul style="list-style-type: none"><li>・運行期間中でも毎日ドライバーがいるとは限らず、必ず配車できる保証はございません。</li><li>・ドライバー配置状況や他の方のご利用状況等によっては配車できない場合があります。</li><li>・複数人での利用はできますが、乗降場所は全員同じです。原則として別々の場所で降りることはできません。行き先が別々の場合は、行き先ごとに注文してください。</li><li>・予約注文はできません。</li><li>・支払いはクレジットカードによる事前決済のみです。<u>現金や他のキャッシュレス決済は使えません。</u></li><li>・配車依頼は専用アプリ「房総ライド」のみです。<u>電話での配車依頼は受け付けておりません。</u></li><li>・ルールやマナーを守って乗りましょう。</li></ul> |